

いよいよ

マイナンバー制度が

社会保障・税番号制度

始まります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号がまた、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

マイナンバーで、もっと便利に暮ら

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



マイナンバーは生涯にわたって使うもの
住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切

12桁の番号をマイナンバーといいます。
割り当てられます。

しやすく。

ズに確認するための基盤になります。
なメリットをもたらします。

行政の効率化

行政事務が効率化され、
国民の行政ニーズに、これまで以上に
対応できるようになります。

被災者台帳の作成などに
マイナンバーを活用することで、
迅速な行政支援が
期待できます。



です。
にしてください。

INDEX

概要

マイナンバーとは？	1
マイナンバーの具体的な利用場面	3
マイナンバーの受け取り・ 活用のポイント	5
個人番号カードについて	6
マイナンバー制度の 安心・安全の仕組み	7

事業者向け

事業者のマイナンバーの取扱い	9
マイナンバー利用にあたっての 注意点	11
マイナンバーの安全管理措置	13
税・社会保障関係書類の 様式変更	15
税・社会保障関係書類の 対応スケジュール	17
事業者のための マイナンバー準備スケジュール	18



平成28年1月以降、マイナンバーは、

社会保障関係の 手続

年金の資格取得や確認、給付

雇用保険の資格取得や
確認、給付

ハローワークの事務

医療保険の給付の請求

福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

税務署に提出する
確定申告書、
届出書、法定調書などに記載

都道府県・市町村に
提出する申告書、
給与支払報告書などに記載

など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することが

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方(住民票がある外国人を含む)に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

こんな場面で必要となります。

災害対策

防災・災害対策に関する事務

被災者生活再建支援金の給付

被災者台帳の作成事務

など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続を行うことになります。
- 税の手続において、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

できます。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト (マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等も含めた 情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。



マイナンバーを、 きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point
1

住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない
可能性がありますのでご注意ください。

point
2

書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。以下の3つが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

point
3

個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

※その他の方法も検討中

point
4

個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。
無料で受け取れますが、その際には、以下の3つが必要となります。

- ①大切に保管していた「通知カード」
- ②個人番号カードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」
- ③運転免許証などの本人確認書類

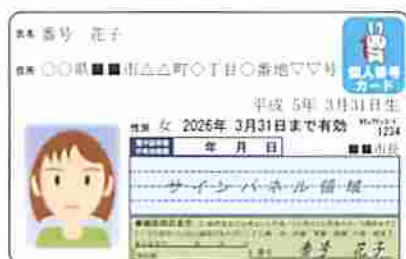
※受け取る際、オンラインでの本人確認等に使う「パスワード設定」が必要になります。



個人番号カードは無料で取得でき、 本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、
様々な本人確認の場面で利用できるカードです。
市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。



表面 氏名、住所、生年月日、性別、
本人の写真



裏面 マイナンバー等が記載、
ICチップ搭載

プラスチック製

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※カードのデザインは、現在検討中です。

個人番号カードで、様々なサービスが利用できます。

- ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行えます。
- 図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- コンビニなどで、住民票などの証明書が取得できます。 ※ 市町村によりサービス内容が異なりますので、
詳細はお住まいの市町村にお問合わせください。

将来的にも様々な使いみちが検討されています。

各種民間オンライン取引/口座開設

オンラインバンキングをはじめ、各種民間のオンライン取引に利用することも検討されています。

引っ越しに必要な手続きをワンストップで

行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道などの民間サービスへの届け出がワンストップでできるよう検討されています。



マイナンバー制度は、安心・安全の

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民のみなさまのご意見を参考に制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。



個人番号カードの安全性について

- 個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。

仕組みです。

制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

システム面

- 個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

- 万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日専用ダイヤルで対応します。
- 顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。



民間事業者のみなさまも、マイナン

平成28年1月以降、税や社会保障の手続で
従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払調書作成

※税・社会保障関係書類の対応スケジュールは17ページをご覧ください。

など

マイナンバーの取扱いにあたっては、
ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバーの利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修等によるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いいたします。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人[※]には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

法人番号について詳しくはこちら

法人番号 国税庁

検索

バーを取り扱います。

平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。





マイナンバー利用にあたっての注意

円滑な業務のためにも、マイナンバーを利用する際に、
民間事業者のみなさまに必ず守っていただきたいことがあります。



取得

マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ!

●利用目的をきちんと明示する必要があります。

法律の範囲内で利用目的を特定して
明示しておく必要があります。

「源泉徴収票に記載して
提出します」など、
きちんと明示を。

●マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、
厳格な本人確認を行います。

従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、
従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。



本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを 持っている場合

身元確認と番号確認が、
カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど



番号確認

通知カードor

住民票(マイナンバー付き)など



点を確認しましょう。

注意点
2

利用・提供

事業者は税や社会保障に関する書類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

- 利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーの利用・提供例

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書 など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 など
健康保険・厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届 など

マイナンバーは社員番号や顧客管理番号としては使えません。



注意点
3

保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！

- 必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合

所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

- 不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合

保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、廃棄や削除を前提に「保管体制」を確認してみよう。





マイナンバーの安全管理を徹底させ

マイナンバー制度の導入に向けて、あらかじめ準備を進めてください。

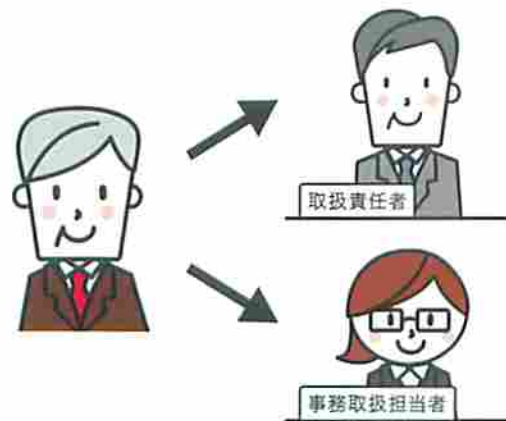
マイナンバーを含む個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に合わせた対応

安全管理措置

組織的・人的安全管理措置

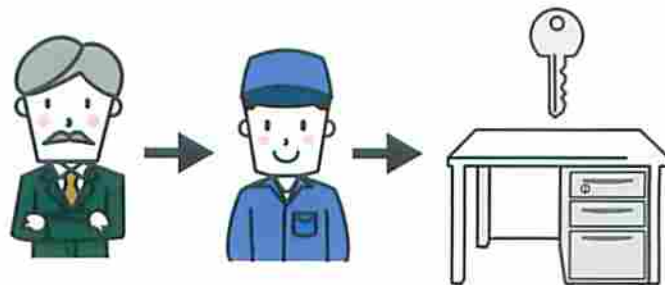
● 担当者の明確化

担当者以外がマイナンバーを取扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にしましょう。



● 適切な教育

従業員に対するマイナンバー制度概要の周知など、従業員への教育も大切です。



すでに情報漏えい対策を実行している事業主の方も多いと思われませんが、マイナンバーいま一度、対策の見直しとそれを

ましょう。

をしましょう!

物理的・技術的安全管理措置

- シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備



- カギ付き棚を用意



- 取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり



- ウィルス対策ソフトウェア導入
アクセスパスワードを設定



- パーテーションの設置や座席の工夫

- 覗き見されない座席配置

など

※事業者の規模に応じて対応してください。

ンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。
踏まえた準備をお願いいたします。

変わります。

確認や準備なども必要になります。

事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書

など



税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先等のマイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業/育児休業等取得者申出書・終了届

など



健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に、従業員等のマイナンバーを記載



税や社会保障関係の書類へのマイナンバー 記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定 ● 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ● 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 ● 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 ● 退職所得の受給に関する申告書 ● 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など	平成28年1月1日 提出分～
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 雇用保険被保険者資格取得届 ● 雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定 ● 雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日 提出分～
健康保険 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ● 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ● 健康保険被扶養者(異動)届 など	平成29年1月1日 提出分～
	「法人番号」を追加予定 ● 新規適用届 など	平成28年1月1日 提出分～

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。



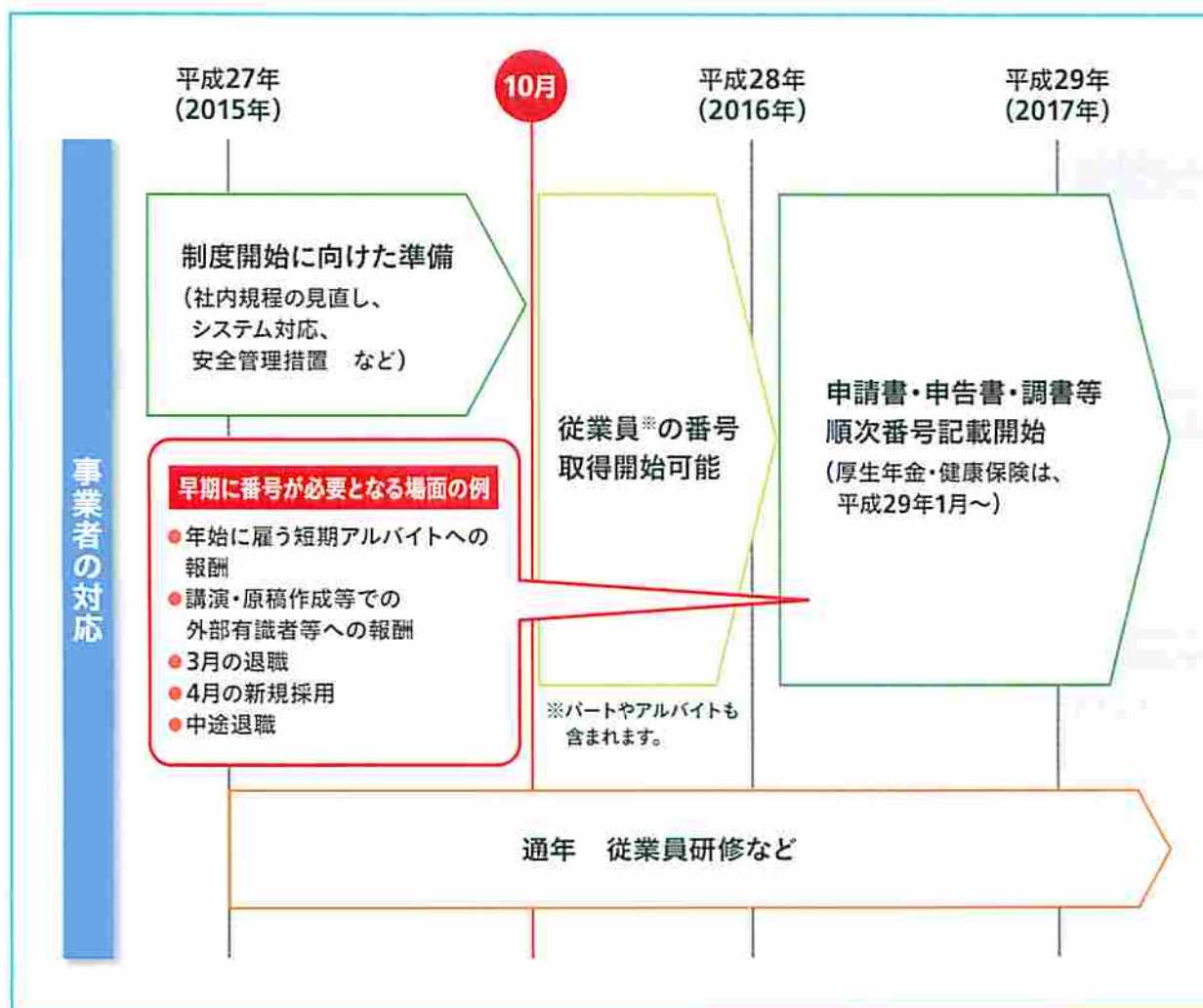
事業者のための

マイナンバー準備スケジュール(例)

無理なく万全な対策をととのえるためには、計画的な準備が必要です。
スケジュール表を確認し、状況をチェックしながら準備をすすめていきましょう。

準備のために必要な手順

- 1 マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう。
- 2 利用スケジュールを確認しましょう。
いつまでに従業員のマイナンバーを取得すればよいかを確かめましょう。
- 3 マイナンバーの取得に向けて安全管理措置を検討しましょう。



マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索

政府広報オンライン

<http://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーのお問合せは

コールセンター

マイナンバー

0570-20-0178

[全国共通ナビダイヤル] 9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)

※平成27年10月から平成28年3月までの半年間は平日の開設時間を20:00まで延長。

また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定です。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は0570-20-0291におかけください。

【参考】ポスター等を使用したマイナンバー制度の広報実施状況

●ポスターの掲示箇所 69箇所

	H26. 11月	H27. 4月	H27. 5月	H27. 8月	合計
	制度の概要	通知カード・個人番号カード	制度の概要	居所情報登録	
本庁舎	12枚	11枚		3枚	26枚(16箇所)
都南総合支所	1枚	1枚		1枚	3枚(1箇所)
玉山総合事務所	3枚	1枚		1枚	5枚(3箇所)
若園町分庁舎	1枚	1枚			2枚(1箇所)
内丸分庁舎	1枚	1枚			2枚(1箇所)
肴町分庁舎			1枚		1枚(1箇所)
保健所	2枚	1枚			3枚(2箇所)
支所	4枚	4枚			8枚(4箇所)
出張所	5枚	5枚	1枚		11枚(6箇所)
地区活動センター			15枚		15枚(15箇所)
体育館			3枚		3枚(3箇所)
公民館			10枚		10枚(10箇所)
図書館			3枚		3枚(3箇所)
教育関連施設			2枚		2枚(2箇所)
病院			1枚		1枚(1箇所)
合計	29枚	25枚	36枚	5枚	95枚(69箇所)

●チラシの配架箇所 34箇所

	H27. 4月	H27. 8月	合計
	制度の概要	居所情報登録	
本庁舎	650枚	240枚	890枚(14箇所)
都南総合支所	50枚	30枚	80枚(1箇所)
玉山総合事務所	150枚	20枚	170枚(3箇所)
若園町分庁舎		20枚	20枚(1箇所)
内丸分庁舎	50枚	20枚	70枚(1箇所)
保健所	150枚	20枚	170枚(3箇所)
支所	160枚	10枚	170枚(4箇所)
出張所	210枚		210枚(7箇所)
合計	1,420枚	360枚	1,780枚(34箇所)

●閲覧用パンフレット(マイナンバー制度全体についての説明資料) 42箇所

	配架箇所 (H27. 6月)
本庁舎	14箇所
都南総合支所	1箇所
玉山総合事務所	3箇所
内丸分庁舎	1箇所
若園町分庁舎	1箇所
保健所	3箇所
支所	4箇所
出張所	7箇所
公民館	5箇所
図書館	3箇所
合計	42箇所

マイナンバー制度導入の主な取組状況及び予定

- 平成 25 年 5 月 【国】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」成立
- 平成 26 年 10 月 市ホームページ開設
【国】コールセンター開設
【国】経済団体，税制関係団体，社会保障関係団体等へ周知広報に関する協力依頼発出
- 平成 27 年 3 月 【国】集中広報（テレビCM，新聞広告，雑誌等）実施（1回目）
- 4 月 【県】各商工会議所，県商工会連合会，県中小企業団体中央会，いわて産業振興支援センターへ周知広報に関する協力依頼発出
- 7 月 広報もりおか7月15日号掲載（制度の概要）
- 7 月 14 日 職員向け研修会
- 8 月 【国】集中広報実施（2回目）
- 8 月 7 日 【県】マイナンバー制度事業者向け説明会開催
- 8 月 24 日 居所情報登録申請受付（～9月25日）
- 9 月 広報もりおか9月1日号掲載（居所情報登録等）
- 9 月 4 日 【国】改正マイナンバー法成立
- 10 月 広報もりおか10月1日号掲載（個人番号の通知等）
【国】集中広報実施（3回目）
- 10 月 14 日 通知カード及び個人番号カード交付申請書等の一斉送付（～11月）
- 12 月（又は平成 28 年 1 月）
広報もりおか掲載（個人番号カードの交付手続等）
- 平成 28 年 1 月 ラジオ広報実施（個人番号カードの交付手続等）（予定）
【国】集中広報実施（4回目）
- 1 月 4 日 個人番号カード交付窓口の設置準備（～8日）（予定）
- 1 月 12 日 個人番号カード交付窓口の開設及び交付開始（予定）
- 平成 29 年 1 月 【国】行政機関間における情報連携開始
【国】マイナ・ポータル運用開始
- 7 月 地方公共団体を含む情報連携開始

罰則の強化

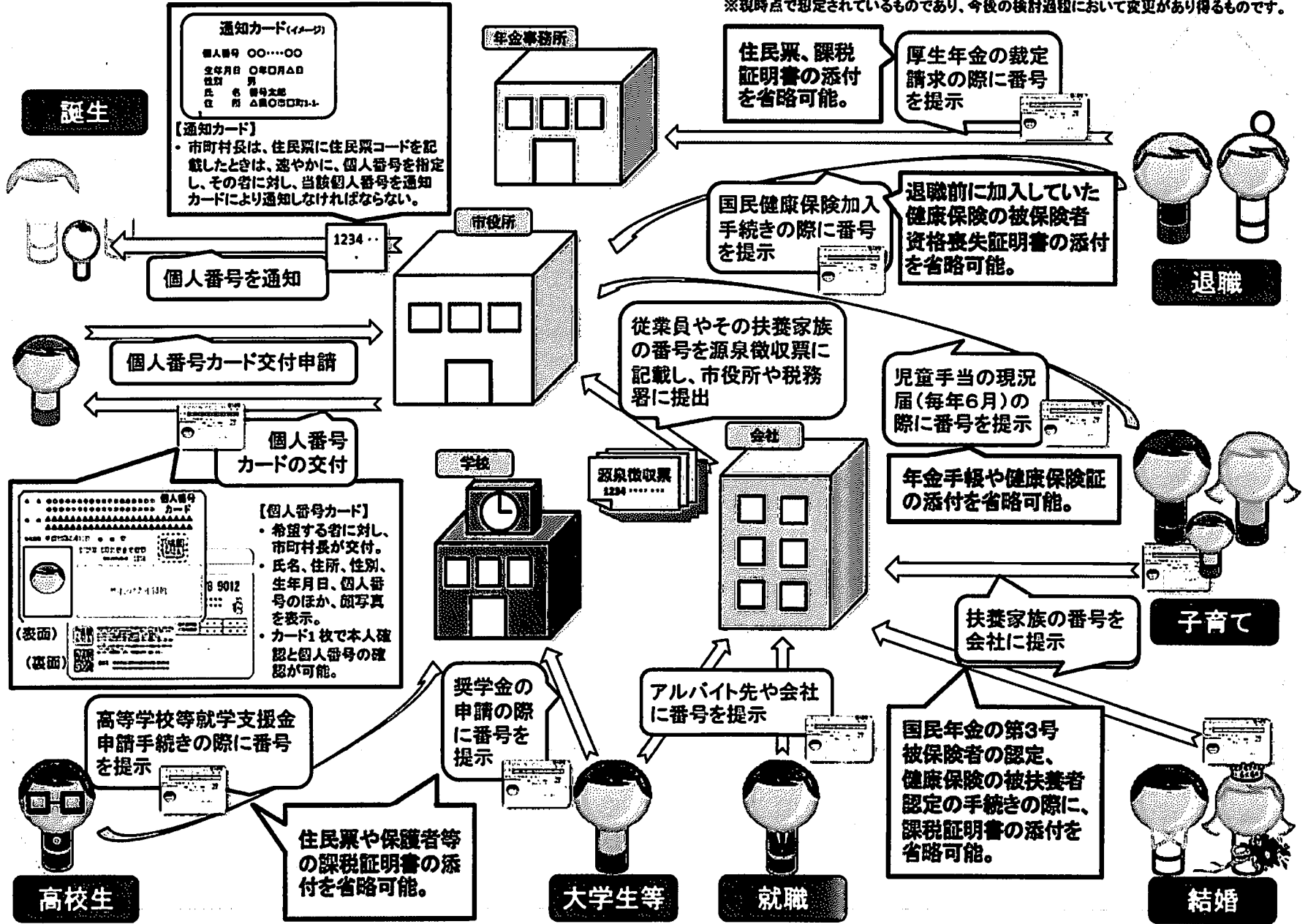
- 番号法においては、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、住民基本台帳法、国家公務員法及び地方公務員法における類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第67条から第75条まで）。また、項番①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用されます（同法第76条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法	国家公務員法 [地方公務員法]
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科 (第67条)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第53条[第50条])	-	-
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科 (第68条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第54条[第51条])	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第42条)	-
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上 (第69条)	-	同上 (第42条)	-
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 (第70条)	-	-	-
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第71条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条[第52条])	-	-
⑥	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上 (第72条)	-	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 (第44条)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第109条柱書、同条第12号[第60条柱書、同条第2号]) (注)
⑦	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第73条)	-	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第43条)	-
⑧	委員会に対する、虚偽の報告、虚偽の資料提出、検査拒否等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第74条)	-	30万円以下の罰金 (第46条、第47条)	-
⑨	偽りその他不正の手段により個人番号カード等取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第75条)	-	30万円以下の罰金 (第46条)	-

(注) 改正地方公務員法が、平成26年4月25日に成立し、同年5月14日に公布（公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行）。

個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものです。



行政機関・地方公共団体等における個人番号利用事務等

個人番号関係事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

行政機関、
地方公共団体等

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎
1234...	番号太郎

支払調書(イメージ)

支払いを<個人番号 1234>
受ける者 氏 名 番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを<個人番号 5678>
受ける者 氏 名 難波一郎

- ・法定調書等の提出
- ・共済組合への申請・届出 等



収集



保管

個人番号の
提供の求め

個人番号
の提供

本人確認

特定個人
情報の提供

個人番号利用事務

○行政機関等及び地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎
9876...	番号花子



特定個人
情報の提供



本人確認



保管

照会

情報提供ネットワークシステム

提供

個人番号利用事務
実施者

行政機関、地方公共団体、
健康保険組合等

○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

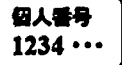
職員等



- ・扶養控除等申告書の提出
- ・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

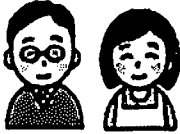
有識者・不動産所有者 等



- ・講演料、原稿料等の支払手続
- ・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



- ・所得税の確定申告書の提出
- ・児童手当の認定請求書の提出 等

利用制限、提供制限、収集・保管制限

利用の制限

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

提供の制限

- 個人番号利用事務等処理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

※ 行政機関等の場合は、当該行政機関等を超えて、地方公共団体の場合は、当該地方公共団体から他の地方公共団体や行政機関等へ特定個人情報が移動することが「提供」であり、同一地方公共団体内の異なる機関に特定個人情報が移動することも「提供」に当たります。

<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- 第1号 個人番号利用事務実施者からの提供
- 第2号 個人番号関係事務実施者からの提供
- 第3号 本人又は代理人からの提供
- 第4号 機構による個人番号の提供（第14条第2項、施行令第11条）
- 第5号 委託、合併に伴う提供
- 第6号 住民基本台帳法上の規定に基づく提供（施行令第19条）
- 第7号 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（施行令第21条）
- 第8号 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（施行令第22条、第23条）
- 第9号 地方公共団体の他の機関に対する提供
- 第11号 委員会からの提供の求め
- 第12号 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（施行令第26条、施行令別表）
- 第13号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供
- 第14号 委員会規則に基づく提供

収集・保管制限

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成25年6月14日閣議決定) 抄

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

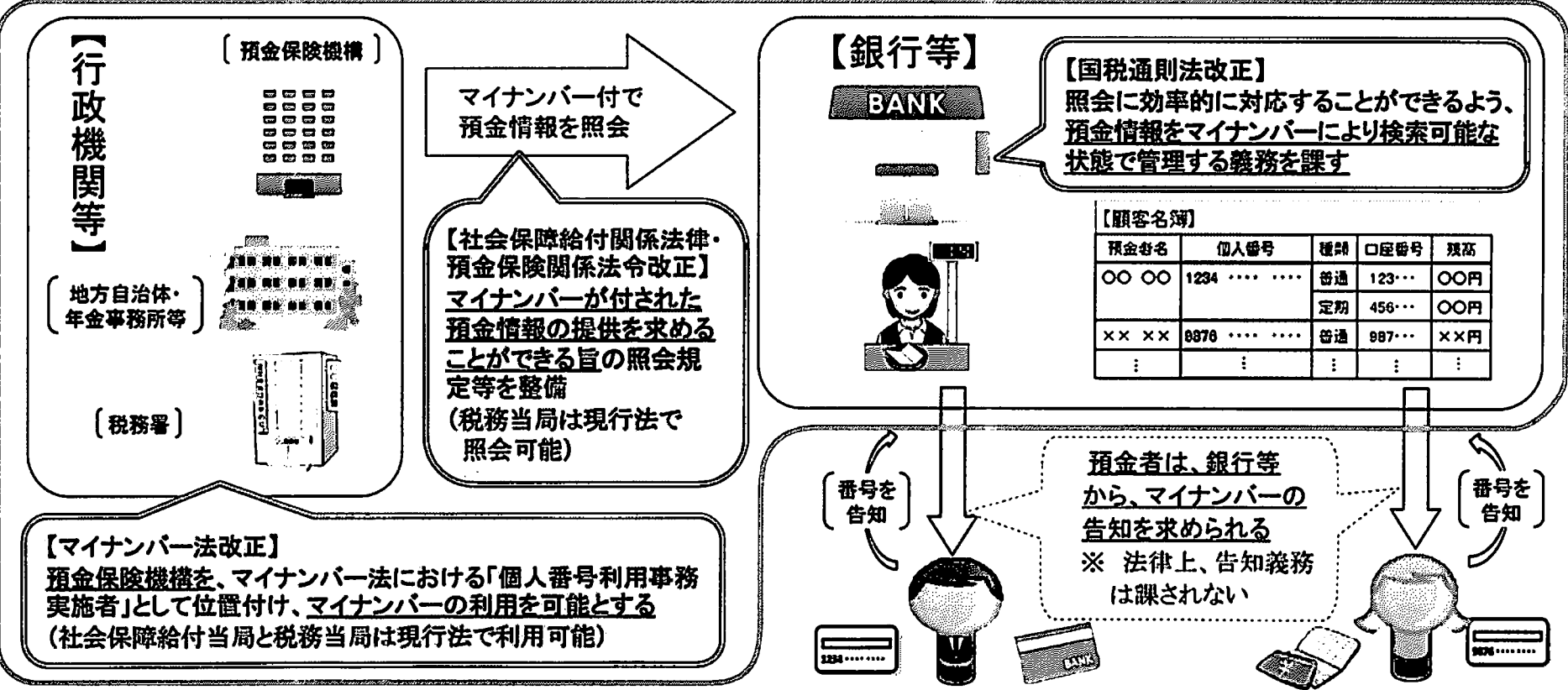
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。
 (注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。

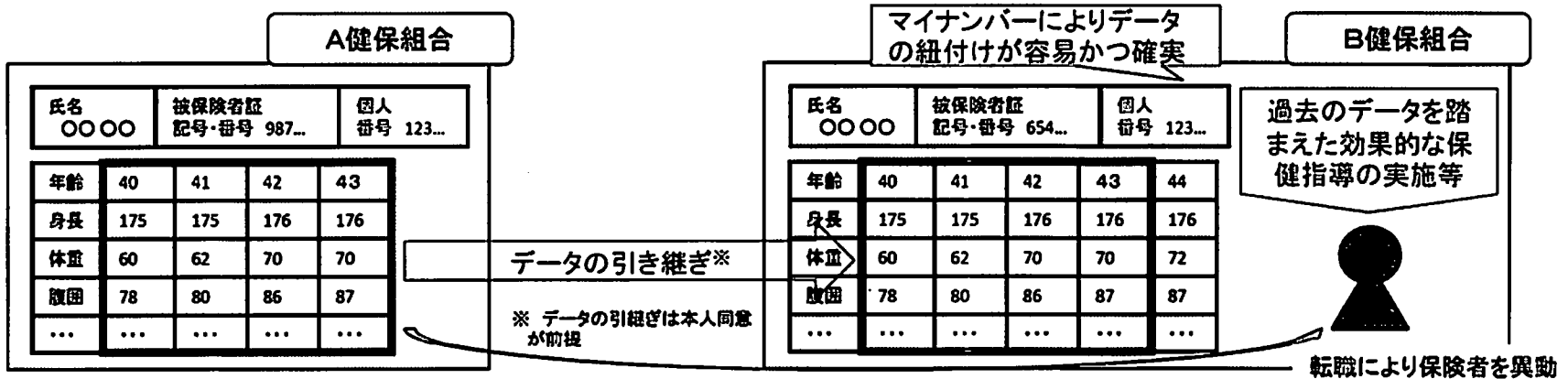


【付番促進のための見直し措置の検討】
 付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

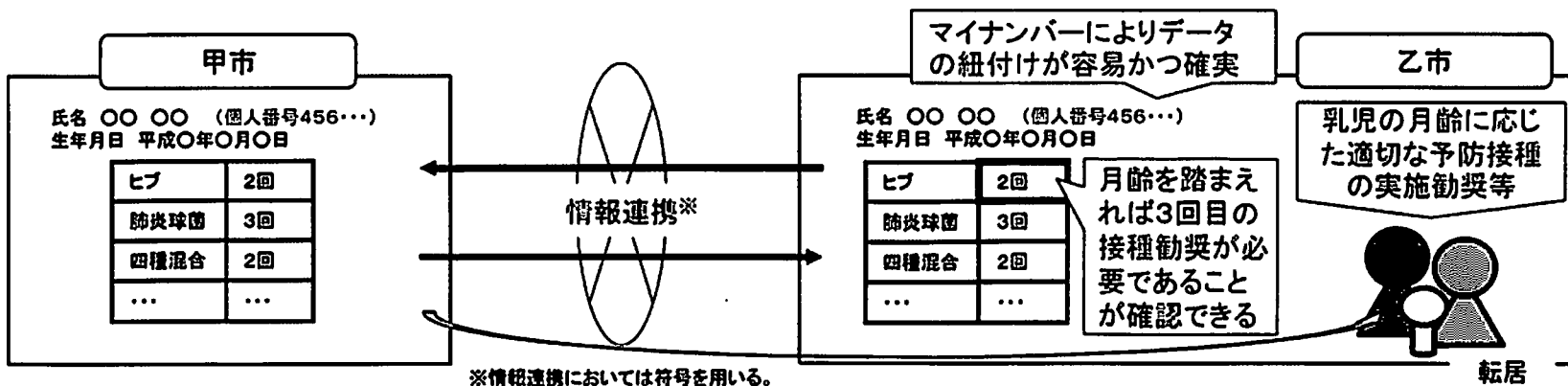
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。

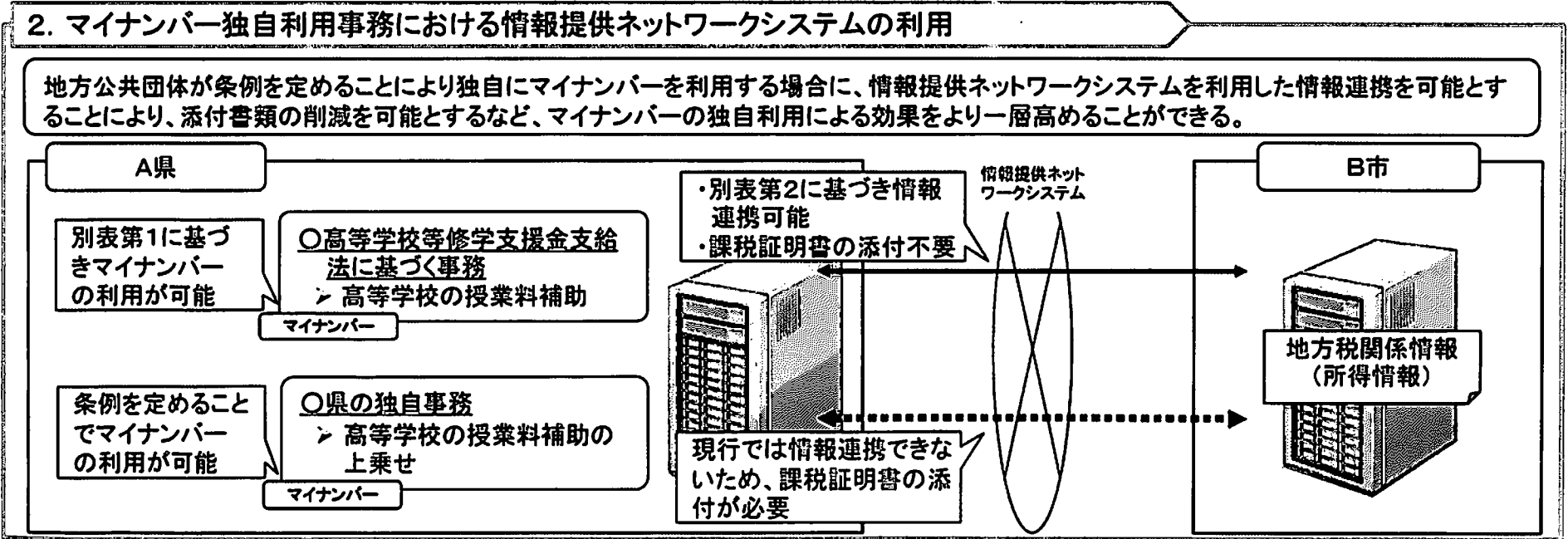
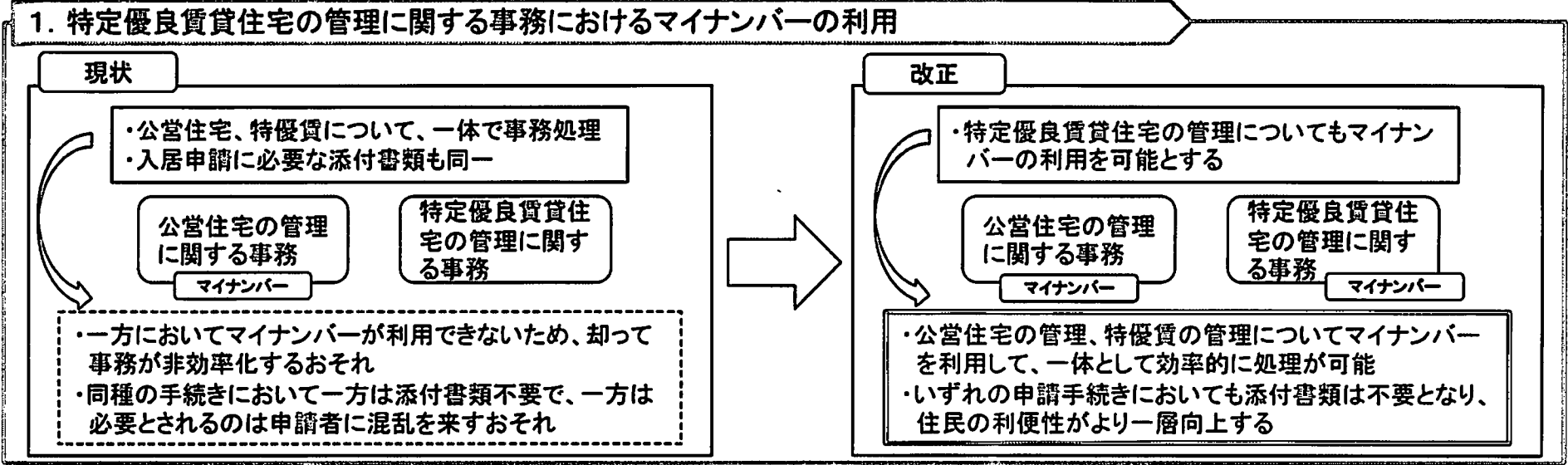


2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について



2 個人情報の分散管理

マイナンバー制度においては、情報の管理に当たっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理することになっています。各自治体の情報は各自治体、税情報は税務署といったように分散して管理し、必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。

個人番号をもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することではなく、そこから個人情報がまとめて洩れるような仕組みにはなっていません。

3 盛岡市におけるセキュリティの確保

市では、情報資産の管理を徹底するとともにさまざまな脅威から防御するため、情報セキュリティポリシーを策定し、次のような取組を進めています。

(1) 人的セキュリティ対策

職員のセキュリティ意識の向上を図るため、これまでも研修の実施や情報セキュリティ事故の発生事例の情報提供などを行ってきました。日本年金機構の事案が発生した際には、直ちに標的型攻撃メールに対する対応、情報セキュリティポリシーの遵守について、具体的な留意点を示し、全職員に注意喚起を行っています。

(2) 多層的な防御

市の情報システムについては、ファイアウォール、ウェブフィルタリング、ウィルス対策、スパムメール対策、ネットワークトラフィック監視などのセキュリティ対策を多層的に講じています。

(3) 庁内ネットワーク

庁内のネットワークは、LAN上に設置する通信機器（LANスイッチ）の機能を用いて、住基情報等を扱う基幹系ネットワークとインターネットに接続する情報系ネットワークをVLANという形で整備してきたところであり、マイナンバー制度施行に向け更に進めてまいります。

(4) 情報セキュリティポリシーの見直し

新たな情報セキュリティ対策技術の動向、国の情報セキュリティ政策の改定等を受け、国（総務省）が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が5年ぶりに改訂されたため、今年度中に市の情報セキュリティポリシーの見直しを行います。

(5) 情報セキュリティ対策の一層の徹底

情報セキュリティ対策の一層の向上を図るため、積極的に最新技術の導入等を図るとともに、情報セキュリティ専門機関の支援が受けられる体制の整備等も検討してまいります。

実施に向けての取組状況

1 個人番号(マイナンバー)の指定

- ・市が地方自治情報システム機構（以下、機構という）に個人番号生成，通知カード作成，個人番号カード作成を委任
- ・機構が全住民分の12桁の番号を生成
- ・上記生成番号を基に，市長が12桁の番号を個人番号として指定（平成27年10月5日付け）
 - ※ 平成27年10月5日以降に出生等により新規に住民票が作成された場合は，随時番号生成及び番号指定を実施

2 個人番号カードの申請・交付の流れ（資料7-1 参照）

(1)一般的な流れ

① 通知カードに記載するデータ等を作成（盛岡市）

市は，平成27年10月5日時点のあて名や個人番号等のデータを作成し，機構へ送信する。

② 通知カードに記載するデータ等の取込み（機構）

機構は，市から送られたデータを基に通知カード等を作成する。

③④ 通知カード・個人番号カード交付申請書を市民に送付（機構）→受領（市民）

機構は，10月14日から通知カード，個人番号カード交付申請書等を全市民あてに世帯ごとにまとめて住所地に簡易書留にて郵送する。（資料7-2 1参照）

通知カードとは（資料7-2 2参照）

- ・券面の偽造等を防止等のセキュリティ対策がほどこされた紙製カード
- ・氏名，住所，生年月日，性別，個人番号を記載，顔写真やICチップは無し
- ・住所異動や結婚等に伴う氏名変更など，記載事項に変更があった場合，市に届出必要

⑤⑥ 個人番号カード交付申請手続き（市民）

個人番号カードを希望する場合は，通知カードに同封の個人番号カード交付申請書を記入し機構へ郵送する。（オンライン申請も可能）

個人番号カードとは（資料7-2 3参照）

- ・表面に氏名・住所・生年月日・性別，有効期限・本人の写真を記載，裏面に個人番号・氏名・生年月日を記載
- ・無料で交付
- ・ICチップに，氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期限・本人の写真等の情報と，行政手続きのオンライン申請に利用する電子証明書を格納
- ・有効期限：発行日から申請者の10回目の誕生日まで（ただし20歳未満の者は5回目の誕生日まで）ICチップに格納される電子証明書は，発行日から5回目の誕生日まで

⑦ 個人番号カード交付申請書受領（機構）

⑧ 個人番号カード及び個人番号カード交付通知書の市町村への送付（機構）

機構は、平成28年1月以降に個人番号カードを作成の上、個人番号カードと交付申請書を順次、市へ郵送する。

⑨ 個人番号カード及び個人番号カード交付通知書の受領（盛岡市）

⑩ 個人番号カード交付通知書・交付案内等の送付（盛岡市）

市は、個人番号カードの交付通知及び交付場所や日時等を記載した交付案内を申請者へ郵送する。

⑪⑫ 個人番号カード交付通知書・交付案内等の受領（市民）

交付通知を受けた申請者は、必要書類等を持参の上、交付通知書等に記載された交付期間及び交付場所に来庁する。（15歳未満の方又は成年被後見人は、その法定代理人の同行が必要。代理人の場合は、委任状等が必要。）

（必要書類等）

- ・通知カード（個人番号カード受領の際、市で回収）
- ・個人番号カード交付通知書
- ・本人確認書類（身分証）
- ・住民基本台帳カード（個人番号カード受領の際、市で回収）

個人番号カードと住民基本台帳カード

- ・個人番号カードと住民基本台帳カードは同時に持つことはできない。
- ・平成27年12月22日で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了
- ・平成27年12月22日までに交付された住民基本台帳カードは、有効期間まで有効

⑬⑭⑮⑯ 交付時来庁手続（市民）

交付窓口で市が申請者の本人確認を実施し、申請者が暗証番号を設定、その後に市から申請者にカードを交付する。

- ・個人番号カードの交付窓口は、本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所の3箇所
- ・窓口の混雑を避けるため、交付期間と交付場所を分散化して来庁者の平準化を図る予定
- ・希望郷いわて国体開催等の期間は、必要な人員を配置することが困難なことから、個人番号カード交付窓口は休止とする予定

(2) やむを得ない理由により住民票の住所地で番号通知を受け取ることができない場合

住民票の住所と異なるところ（居所）に居住している方は、居所のある市区町村へ住民票を異動することが基本

→ ただし、やむを得ない理由により住所地で番号通知を受け取ることができない場合、居所に通知カードを送付することが可能

① 該当する者

- ・東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難している場合

- ・DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動している場合
- ・番号利用法の施行日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していない場合
- ・上記以外の者で、やむを得ない理由の場合

② 申請方法

本人確認書類等を添付した「居所情報登録申請書」を8月24日（月）から9月25日（金）までに住民票のある市区町村に持参又は郵送

（必要な添付書類）

- ・申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）
- ・代理人の代理権を証明する書類（委任状など）〔代理人が申請する場合〕
- ・代理人の本人確認書類（運転免許証など）〔代理人が申請する場合〕

③ 盛岡市の対応

本市が把握しているやむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者の居所情報について、登録対象者の同意を得られた場合、当該情報に基づき対象者に対し直接居所に通知カードを送付することとしている（国の事務処理要領等に基づく処理）。

（参考）盛岡市での居所情報登録申請件数（平成27年9月11日現在）

窓口申請 25件 郵便申請 35件

市が把握している居所情報の居所情報登録 約180件（同意確認中）

（3）番号通知（通知カード）の返戻対応

市町村から機構に送付先住所等データを送った後に転居や転出する場合

住所地と異なる居所に住んでいるために届かない等の場合

→ 通知が不達となり市町村に番号通知の郵便が返戻される。

① 返戻対応

- ・返戻された通知カードは、10月5日時点から住所異動の届けの有無を確認
- ・住所異動が原因の場合、新住所をカードに記載して交付
- ・住所地と異なる居所に住んでいることが原因の場合、親族照会などにより調査のうえ、居所が判明するものは、居所への住所異動を勧奨しカードを交付

② 返戻予測（現時点）

転居転出分：約1,000件、住所と居所が異なる場合：約500件

3 申請・交付に係る周知について

- ・広報、ホームページ、ラジオ広報等の媒体を利用した周知
- ・市民登録課内に職員によるコールセンターを設置し、申請・交付に関する市民から問合せに対応予定

4 日程等

(1) 主な日程

- 平成27年10月1日(木) 広報もりおか掲載(個人番号の通知, 制度の周知等)
 10月14日(月) 全世帯あて通知カード, 個人番号カード交付申請書等の一斉送付
 12月15日(火)
 又は1月1日(金) 広報もりおか掲載(個人番号カードの交付手続等)
 平成28年1月4日(月) 交付窓口の設置等の準備(予定)
 から8日(金)まで
 1月12日(火) 個人番号カード交付窓口の開設及び交付開始(予定)

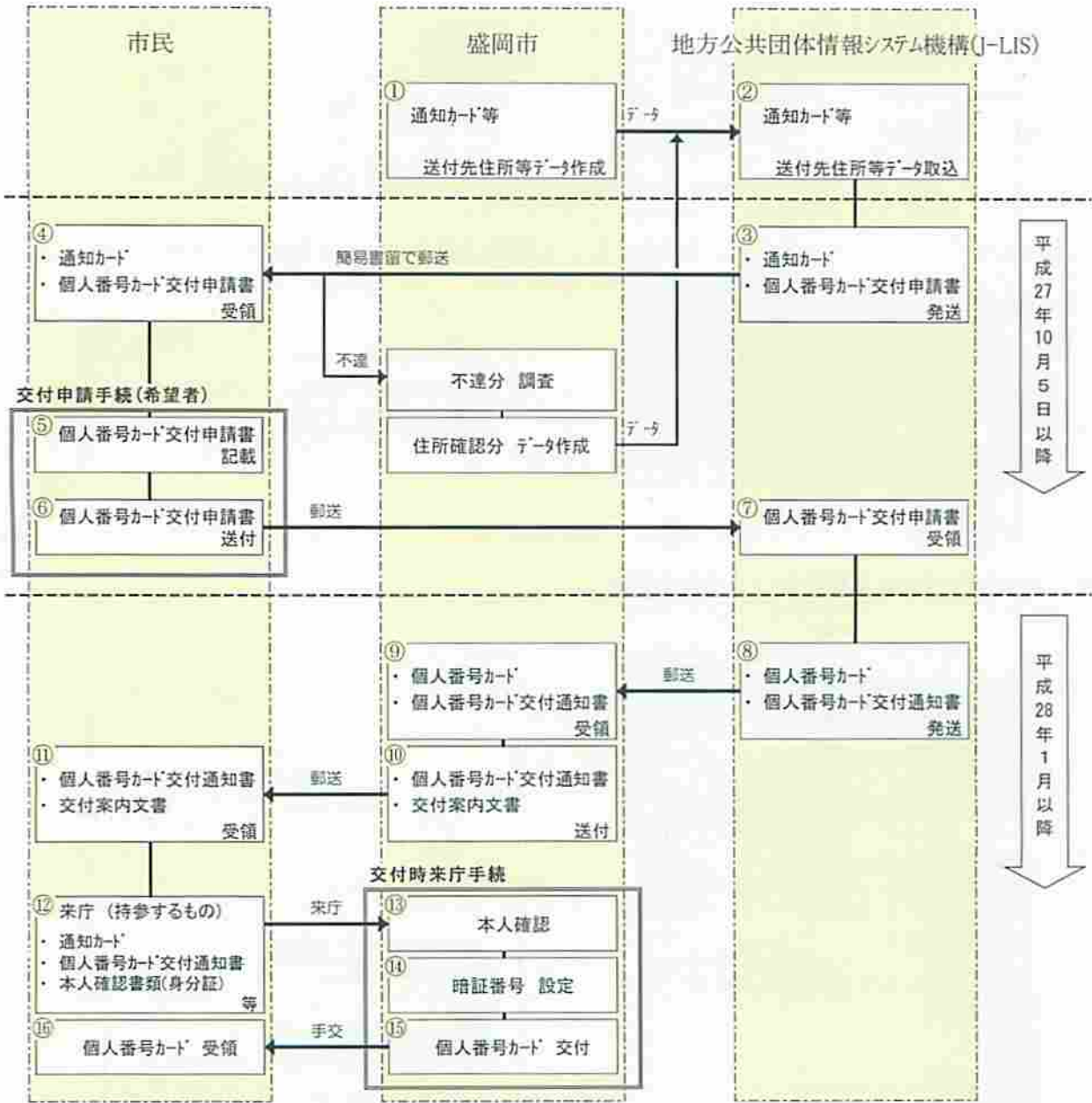
(2) 交付カレンダー(予定)

平成28年1月							平成28年2月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2			1	2	3	4	5	6
					(祝)x	x			○	○	○	○	○	◎
3	←	4	5	6	7	8	→	7	8	9	10	11	12	13
x		(交付準備)					x	x	○	○	○	(祝)◎	○	x
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
x	(祝)x	○	○	○	○	x	x	○	○	○	○	○	◎	
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
x	○	○	○	○	○	◎	x	○	○	○	○	○	x	
24	←	25	26	27	28	29	→	28	29					
x		【国体休止】					x	○						
31														
【国体】														
平成28年3月														
日	月	火	水	木	金	土								
		1	2	3	4	5								
		○	○	○	○	◎								
6	7	8	9	10	11	12								
x	○	○	○	○	○	x								
13	14	15	16	17	18	19								
x	○	○	○	○	○	◎								
20	21	22	23	24	25	26								
x	(祝)◎	○	○	○	○	x								
27	28	29	30	31										
◎	○	○	○	○										

※ 休日開設日(◎)を1月23日, 2月6日, 11日, 20日, 3月5日, 19日, 21日及び27日とする予定。
 なお, 希望郷いわて国体開催等の期間(平成28年1月25日(月)から31日(日)までの7日間)は,
 個人番号カード交付窓口の休止日とする。

現時点では, 平成28年3月までのスケジュールであるが, 交付件数や来庁者数の状況により
 個人番号カード交付特設窓口の設置期間延長の可否を判断することとしたい。

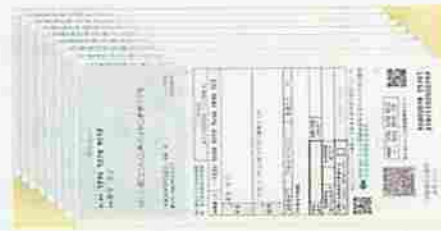
個人番号カードの申請・交付の流れ



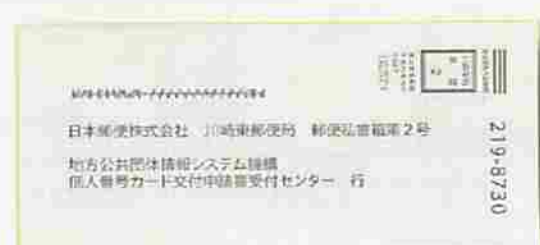
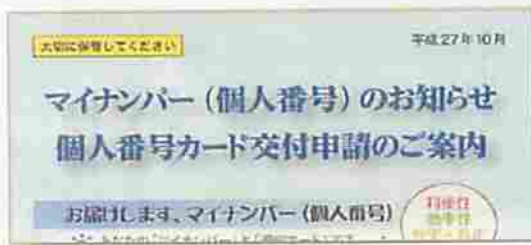
番号通知の送付物、通知カード、個人番号カード等の様式（イメージ図）

1 番号通知に同封される書類（平成27年10月5日以降、全住民に送付）

- ①宛名台紙（お問い合わせ先記載あり）
- ② 通知カード+個人番号カード交付申請書
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



- ③説明用パンフレット（8ページ3つ折り）
- ④個人番号カード申請書の返信封筒



2 通知カード・個人番号カード交付申請書

(表)

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

〒〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長 123456789

個人番号カード交付申請書
電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
番号	花子		
氏名			
住所	〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分	-	
在留期間等満了日の情報	在留期間等満了日	-	
右欄の赤字表記を希望する (※最大31文字まで(漢字・数字1文字))	<input type="checkbox"/> バンゴウ ハナコ		

※上記に入力されている情報は、平成(0)年(0)月(0)日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

独自のQRコードは郵送専用です

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(裏)

※この通知カードは、個人番号カードの交付申請書と一緒に送付されています。必ず同封の「ご案内」をご覧ください。

※この通知カードは、個人番号カードの交付申請書と一緒に送付されています。必ず同封の「ご案内」をご覧ください。

マイナンバー

顔写真貼付欄
サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無眼鏡のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

表裏の内容に誤りがないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※15歳未満の方、成年被保護者の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書

よりがな		本人との関係
代理人 氏名 (自署)		印
代理人 住所		

(電話番号:)

【ご注意】郵送の取扱要領のうえ、*印の付いた項目に変更がある場合、申請は受けられませんので、申請時はご確認ください。お住まいの市町村窓口にお問合せください。

●申請の際は、必ず同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。

※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管願います。

マイナンバー

3 個人番号カード (平成28年1月以降, 希望者に無料で交付)

(表)



(裏)

